

提案者各位

「エネルギー消費の効率化等に資する我が国技術の国際実証事業」
実証前調査（助成）以降の実施内容及び実施にあたっての手続きに係る説明（参考）

実証要件適合性等調査（委託）に採択され、ステージゲート審査を経て実証前調査（助成）に移行した後の手順と実施内容を説明します。ただし、今後変更する可能性がありますので、その場合は採択者に改めてご連絡します。

なお、実証前調査以降を委託で実施する場合は、別途仕様書を提示します。

目次

1. 実証前調査以降の手続き	3
2. 実証前調査の実施内容	3
1) 対象国・地域のエネルギーや市場に関する基礎情報	4
2) 対象技術	4
① 対象技術の詳細	4
② 実証機器のスペック（仕様、規模、構成、性能）	4
③ 原油削減効果及び温室効果ガス排出削減効果	4
3) 実証研究の計画	4
① 実証サイト	4
② 実証サイト等との間で締結する契約文書（Project Agreement：P A等）のドラフト	5
③ 実証研究のスケジュール	5
④ 実証研究に必要な予算	6
⑤ 実証研究の期間及び終了後の実証設備の取扱い	6
4) 実証研究を実施する上で必要な手続き	6
① 許認可の種類と取得方法	6
② 適合が必要な標準・規格や認証制度	6
③ 輸送・通関手続き	6
④ 安全保障輸出管理（外為法）	6
⑤ 課される可能性がある税（法人税、VAT、固定資産税等）、申告・納付の手続き	6
⑥ 実証に不可欠な原材料、エネルギー、輸送インフラの確保	6
⑦ 実証研究を所管する官庁の特定と協力の取り付け	6
⑧ その他、必要と考えられる事項	6
5) リスクマネジメントガイドラインのリスク管理シート	6
6) 実証研究の成果目標	7

①	技術的な成果目標	7
②	政策・制度及び標準・規格に関する成果目標（任意）	7
③	その他の成果目標（任意）	7
7)	対象技術の普及可能性	7
8)	波及効果	7
①	対象国・地域における波及効果	7
②	日本における波及効果	7
3.	事業化評価	8
4.	実証研究の実施内容	9
1)	変更交付申請	9
2)	PA等の締結、機械装置の発注・製造、実証研究	9
5.	フォローアップ	9
6.	報告書	10
7.	成果報告	10
8.	事後評価及び追跡調査	10

別紙1 日本側と相手国側の役割分担について

別紙2 事業化評価／フォローアップ審査において重視するポイント（審査基準）（予定）

1. 実証前調査以降の手続き

実証要件適合性等調査（委託）からステージゲート審査を経て、実証前調査（助成）へ移行することが認められた者（以下、「助成事業者」という。）は、実証前調査を行うための交付申請書（図1の①）をNEDOに提出し、NEDOから交付決定を受けます。次に、事業化評価を経て、実証研究（助成）へ移行することが認められた場合は、計画変更承認申請書（図1の②）をNEDOに提出し、NEDOから承認を受けます。実証研究後にフォローアップを実施する場合も、同様です。

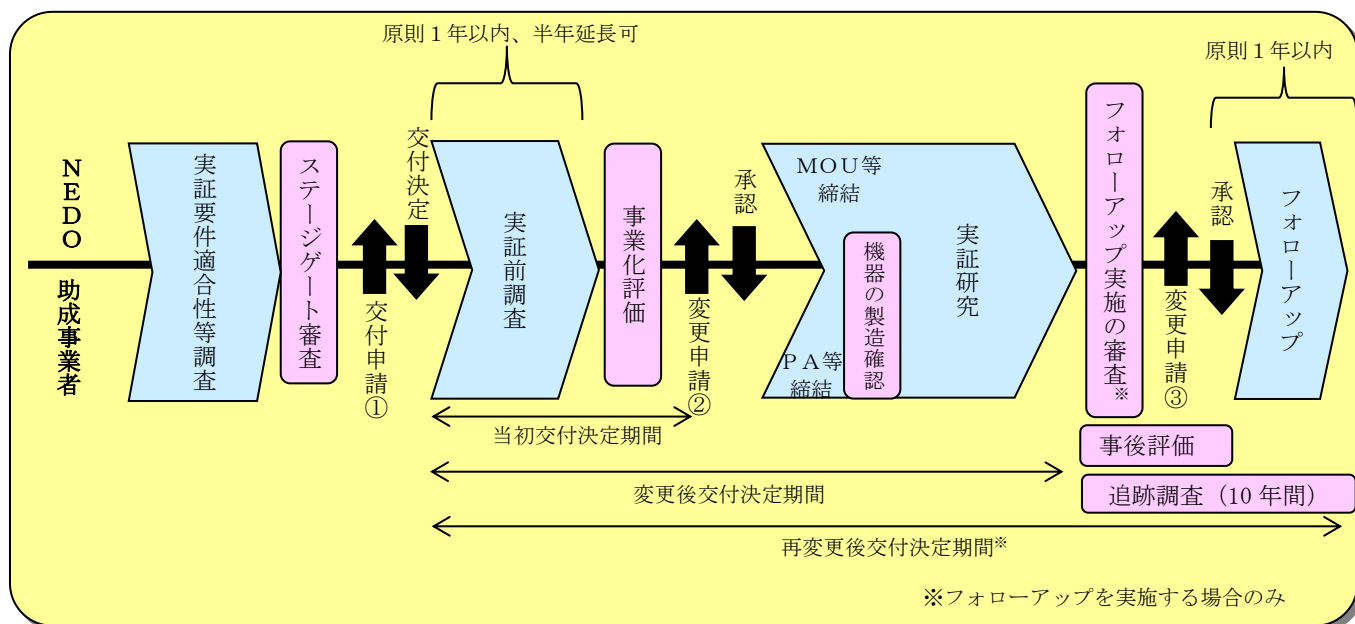


図1：国際実証事業（助成）進め方のイメージ

2. 実証前調査の実施内容

実証前調査では、実証研究が成立するために必要と考えられる情報を様々な角度から収集・分析し、実証研究が成立し得るかを検証します。しかし、実証研究への移行の可否は、実証前調査の結果を外部有識者による事業化評価委員会とNEDO内の契約・助成審査委員会の二段階で審議（図1の「事業化評価」）し、決定しますので、助成金の交付申請（図1の①）では、実証前調査の開始日から事業化評価の実施予定日まで（図1の「当初交付決定期間」）に必要な金額を国際実証研究費助成金交付申請書（様式第1）※¹に記載します。添付資料1（助成事業実施計画書）には、下記の＜実証前調査で調査・検討する事項＞の実施計画を記載します。なお、この当初交付決定期間は実証前調査の期間（原則1年以内）に事業化評価に必要な期間（3ヶ月程度）を加えた期間となりますのでご注意ください。やむを得ない事情が発生した場合で、かつNEDOが認めた場合に限り6カ月まで延長できます。調査・検討した結果は、実施状況報告書※²としてとりまとめます。

※1 https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokusai_josei_koufukitei_yoshiki.html

※2 国際実証研究費助成金交付規程 第9条第1項8号

助成事業者は、機構が必要と認めて指示したときは、助成事業の実施の状況に関し、実施状況報告書を速やかに提出すべきこと。

＜実証前調査で調査・検討する事項＞

1) 対象国・地域のエネルギーや市場に関する基礎情報

以下の基礎情報についての詳細な調査（ただし、対象技術の普及可能性の検討に必要な情報に限る）。

- ・ エネルギーミックス・需給、インフラやエネルギー賦存
- ・ 関連市場・産業構造
- ・ エネルギー政策上の課題や関連政策・計画
- ・ 対象技術に関する現地のニーズ（誰が何を欲しているか等）

2) 対象技術

① 対象技術の詳細

- ・ 対象技術の仕様（文字・数値データ、写真、図表など客観的な根拠を用いた説明）
- ・ 対象国・地域の現状に合わせて必要な変更・カスタマイズの内容
- ・ 既に販売している技術を対象とする場合は、販売実績（国・地域、顧客等）
- ・ 既に販売している技術（構成技術）を組み合わせた技術を対象とする場合は、構成技術の詳細・販売実績、組み合わせの方法
- ・ まだ、販売していない技術を対象とする場合は、自社における位置付け・段階（研究開発段階、自社工場で実証済み 等）
- ・ 対象技術又は類似技術が導入されている（される予定がある）場合は、当該導入技術と差別化するために必要な内容
- ・ ライセンス関係で特記すべきこと等、対象技術の詳細を説明するのに必要な事項
- ・ コア技術の知財の取得状況（なお、知財に関して注意すべき事項があれば説明すること）

② 実証機器のスペック（仕様、規模、構成、性能）

- ・ 実証機器のスペックの検討・決定及び決定の理由・根拠
- ・ 一部の機器についてグローバル調達をする場合は、その理由※

※ ハード機器の販売ではなく、ソフト・システムの販売が主な事業モデルの場合、又は、実証研究で検証したい技術（対象技術）の周辺技術の場合、グローバル調達も可。

③ 原油削減効果及び温室効果ガス排出削減効果

- ・ 実証研究のスペックを踏まえた原油削減効果（万kL/年）及び温室効果ガス排出削減効果（t-CO₂/年）の詳細検討

3) 実証研究の計画

① 実証サイト

- ・ 実証サイト候補の詳細調査（事業内容、拠点、財務状況、人材など）※¹
- ・ 実証サイト候補の決定及び決定の理由・根拠※²
- ・ 実証サイト候補との役割・コスト分担案の検討・調整・決定

- ※1 複数の候補についての調査、比較。比較できるだけの十分なデータや特段の理由があれば、全ての候補について同じ深度で調査する必要は無い。
- ※2 事業化評価時に、相手国企業が実証サイトになることに合意していることを示す文書等が必要となることに留意。

② 実証サイト等との間で締結する契約文書（Project Agreement：P A等）のドラフト

P A等の締結は実証研究への移行が決定した後となるため、外部有識者による事業化評価を通過することがP A等の締結及び実証研究の実施の前提である旨を実証サイト候補に理解して頂きながら内容について協議する。以下は、P A等で規定する標準的な項目であり、必要に応じて追加・削除・変更する。

- ・ 事業の目的と範囲
- ・ 設備の基本・詳細仕様（図面）
- ・ 業務の内容と分担・費用負担の詳細
- ・ 実証サイトの予算措置及び費用負担義務
- ・ スケジュール及びその管理方法（双方にプロジェクトマネージャーを置く、権限を明確にする、進捗共有会議を開催する等）
- ・ スケジュールの遅延や事業遂行上の課題が発生した時の対応策（罰則、遅延損害金等）
- ・ 性能試験結果の確認条件
- ・ 実証研究開始時、期間中及び終了後の資産取扱い
- ・ 取得資産が処分制限期間中も運転され、ショーケースとしての機能を果たすこと（メンテナンスを含む義務、付保等）

③ 実証研究のスケジュール

以下は、スケジュール（いつまでに誰が何をするか）に必要な標準的な項目であり、必要に応じて追加・削除・変更する。

- 1) 実施サイト等との間で締結する契約文書（Project Agreement：P A等）の内容の調整及び合意
実施サイト等との間で締結するP A等は、実施計画書のとおりの実証研究が実施されるために必要であることから、NEDOの事業管理の一環で、ドラフトの段階からNEDOと共有して頂くことに留意。
- 2) 現地調査、基本設計、詳細設計
対象設備（対象技術）の設計、機械、計装／システム、電気設備等の基本設計、詳細設計。内容によっては、1）と順番が前後する場合がある。
- 3) 1) の文書の締結
P A等は、NEDOが相手国政府等と締結するMOU（Memorandum of Understanding）等と補完関係にあることから、MOU等の締結と同時期に締結することに留意。
- 4) 調達、製作、輸送
機器の調達、製作及び輸送。なお、付保費用は助成の対象とはならないことに留意。
- 5) 現地組立工事、土木建築工事
実証サイトにおいて、機器据付・配管工事、電気計装工事、土木・建築工事、その他必要な工事を実施する。土木建築工事を相手国側が担当する場合は、必要に応じて日本側のS V（Supervisor、指導員）を派遣し、指導する。日本と施工方法が異なる場合があるので留意。
- 6) 教育・訓練
実証サイトの運転要員に対象設備の運転、維持管理に関する教育・訓練を実施する。
- 7) 試運転、実証運転
試運転、実証運転を実施し、実証研究に必要なデータを取得する。取得したデータに関しては実証サイト企業等と共有し、事前に合意した性能が確認されたことについて書面を取り交わす。

8) 検証、考察

実証運転の結果を分析し、実証前調査で検討した原油削減効果や普及可能性等に変更が無いか、事業化評価で指摘された事項が解決されているかについて検証し、考察する。

9) 普及活動

効果的なタイミングで竣工式やセミナー等を開催し、実証研究の成果を広くPRする。

④ 実証研究に必要な予算

実証機器のスペック、実施サイトとの役割分担を踏まえた実証研究に必要な予算案の詳細検討及びその根拠の明確化。

なお、実証研究における交付決定額は、本予算案を基に、積算の妥当性や「エネルギー消費の効率化等に資する我が国技術の国際実証事業」に係る政府予算額等を踏まえて、事業化評価で精査することに留意。実証研究への関係が薄い又は疑われる土木建築等の費用は助成金の対象とならない場合があるので、事前にNEDOに確認すること。

⑤ 実証研究の期間及び終了後の実証設備の取扱い

将来の事業モデルを念頭に、実証設備を誰が所有するか、どのような費用がかかるかについて、実証研究の期間と終了後のそれぞれについての検討。以下は具体例。

- ・ 実証研究の期間と終了後の実証設備の所有者
- ・ 実証研究の期間と終了後に課される固定資産税等の有無
- ・ 実証設備（資産）等が恒久的施設（PE）として認定される可能性
- ・ 運転やメンテナンスに係る費用等

なお、実証研究後、処分が制限された資産を処分制限期間内に「助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合（交付規程上処分と定義）」は交付規程等に基づいた対応が求められることに留意。

4) 実証研究を実施する上で必要な手続き

以下の項目についての調査・検討。

- ① 許認可の種類と取得方法
- ② 適合が必要な標準・規格や認証制度
- ③ 輸送・通関手続き
- ④ 安全保障輸出管理（外為法）
- ⑤ 課される可能性がある税（法人税、VAT、固定資産税等）、申告・納付の手続き
- ⑥ 実証に不可欠な原材料、エネルギー、輸送インフラの確保
- ⑦ 実証研究を所管する官庁の特定と協力の取り付け
- ⑧ その他、必要と考えられる事項

5) リスクマネジメントガイドラインのリスク管理シート

国際実証におけるリスクマネジメントガイドラインのリスク管理シートの更新

- ・ 目標内容に変更がある場合はNEDOに事業の進捗状況を報告する際に提出するこ

と。

- ・ 上記とは別に、事業化評価前のタイミングでNEDOが内容について助言する場合があるため、調査終了の2ヶ月前までにNEDOに提出すること。

6) 実証研究の成果目標

① 技術的な成果目標

- ・ 実証研究で解決したい技術的な課題と成果目標（定量的な目標を含む）
- ・ 目標を達成するための具体的な方法

② 政策・制度及び標準・規格に関する成果目標（任意）

- ・ 対象技術の普及に資する相手国・地域での支援政策や制度又は標準化・規格化などに関する成果目標
- ・ 目標を達成するための具体的な方法

③ その他の成果目標（任意）

- ・ 人材育成や認知度向上など
- ・ 目標を達成するための具体的な方法

7) 対象技術の普及可能性

ステージゲート審査の際に作成した経済性評価に関する提案書の更新

8) 波及効果

① 対象国・地域における波及効果

- ・ 当該技術の普及による相手国のエネルギー消費量の抑制、脱炭素化・エネルギー転換への貢献
- ・ 社会的・公共的な意義（インフラ整備、人材育成等）
- ・ 当該技術の普及による新たな政策の形成への寄与 など

② 日本における波及効果

- ・ 海外でのエネルギー消費の抑制を通じた日本のエネルギーセキュリティへの寄与、海外での実証の知見を活かした日本のエネルギー消費量の抑制又は脱炭素化・エネルギー転換への寄与、海外との協力を通じた我が国の安定的な資源確保等、日本のエネルギー政策への貢献
- ・ 日本の産業競争力や技術力の向上、産業界の育成への貢献
- ・ 社会的・公共的な意義（相手国との協力関係構築、人材育成等） など

実証前調査の実施方法（実証研究の実施方法と共通）

- ・ 文献等を用いた調査に加え、現地関係者へのヒアリングや意見交換等により実施する。原則、議事録等の書面を残すこと。
- ・ NED Oが相手国の政府機関等と協議する際の同席や、各種会合（MOU等の調整、各種イベント等）での発表を依頼することがある。また、相手国政府機関等との協議の結果、調査の重点項目等について変更の検討をお願いする場合がある。
- ・ NED Oが実証前調査の実施状況を把握できるよう、定期的（月1回程度）にNED Oへ報告し、必要に応じて打ち合わせを行う。打ち合わせについては議事録を作成し、その内容についてNED Oの確認を得る。
- ・ 海外現地調査の際は、NED Oに対処方針の事前共有と、調査結果のすみやかな共有を行うこと。なお、NED Oの指示により、NED O海外事務所等を共有先に加えることがある。
- ・ 現地の調査やヒアリングについては、NED O担当者が同行する場合がある。
- ・ NED Oは交付規程に基づき、根拠条項を明示したうえで指示を行うことがある。
- ・ 現地への渡航については、外務省海外安全情報（危険情報及び感染症危険情報）を参考にし、社内規定により慎重に判断すること。

3. 事業化評価

実証前調査が完了したら、事業化評価のポイント（別紙）に沿って、外部有識者による事業化評価委員会及びNED O内の契約・助成審査委員会による二段階の審査（事業化評価）で、実証研究に移行するか否かを決定します。事業化評価書（実証要件適合性等調査終了時のステージゲート審査に使用した提案書に準ずる様式）を取りまとめ、情報を更新した経済性評価の提案書とリスク管理シートとともに評価を受けます。事業化評価に係る経費の取扱は、課題設定型産業技術開発費助成事業の事務処理マニュアル※に従ってください。

※ http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_manual_manual.html

重要！

事業化評価用に作成する事業化評価書には、PA等（及びMOU等）の締結予定日を含め、実証研究のスケジュールを記載します。事業化評価の結果、実証研究へ移行することが決定した場合、できるだけ速やかにPA等を締結し、実証研究を開始することが望ましいです。

したがって、事業化評価の時点で確認したPA等（及びMOU等）の締結予定日から

① 6カ月以上遅れる場合：

2.の4）の「実証研究を実施する上で必要な手続き」に示す事項や事業環境等、事業実施の前提となる条件に変更がないかリスク管理シートを助成事業者が総点検し、実証研究の中止に繋がり得るリスクが判明した時は、実証研究を実施することの是非をNED Oと協議していただきます。

② 1年以上遅れる場合：

①を実施した後も締結されず、さらに6カ月遅れる場合は、リスク管理シートを助成事業者が再度総点検し、実証研究を実施することの是非をNED Oと協議の上、再度、事業化評価を受けていただきます。

4. 実証研究の実施内容

1) 変更交付申請

事業化評価の結果、実証研究へ移行することが決定した場合、実証研究が完了する日（図1の「延長後交付決定期間」）まで^注に必要な助成金を、国際実証研究費助成事業計画変更承認申請書（様式第7）で申請（図1の②）します。

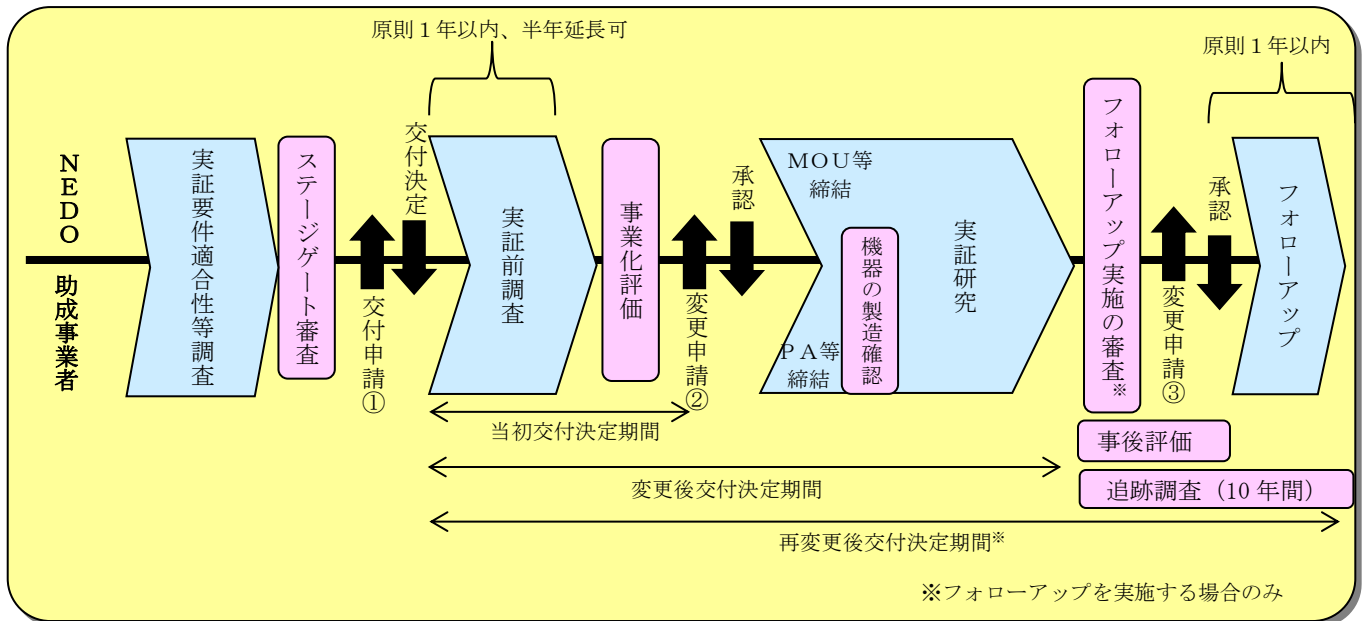


図1：国際実証事業（助成）進め方のイメージ

2) PA等の締結、機械装置の発注・製造、実証研究

実証サイト等との間でPA等を締結します。（3. 事業化評価の重要！も参照）。

最初に機器を発注・製造する際に、PA等を締結していること、実証研究に必要な手続きが取られていること（実証サイトの確保、相手国企業の予算確保、許認可取得等）、相手国の環境変化（実証目的が陳腐化していないか等）等、事業中止につながりかねないリスクとその対応状況について確認します。その上で、NEDOの了解を得た場合にのみ、発注・製造に着手することができます。

5. フォローアップ

普及活動をNEDOが支援する必要がある、かつ支援することが有効と認められた場合には、フォローアップを実施することができます。フォローアップでは、見学会・展示会・セミナー等の開催・参加、人材育成のための普及候補先や政府関係者の招聘、人材育成のための実証サイトへの専門家派遣、普及候補先や政府関係者へのコンサルティング、普及候補先での基礎データの取得、規制・ガイドラインの作成に関する事項などについての活動費が助成金の対象となります。フォローアップを実施するには審査がありますので、希望される場合は実証研究が終了する6ヶ月前までにNEDO担当者にご相談ください。

審査の結果、フォローアップへ移行することが決定した場合、フォローアップが完了する日（図1の「再延長後交付決定期間」）までに必要な助成金を、国際実証研究費助成事業計画変更承認申請書（様式第7）で申請（図1の③）します。

6. 報告書

国際実証研究費助成金交付規程で規定されている実施状況報告書を実証前調査の終了時に（フォローアップを実施するときは実証研究の終了時にも）、実績報告書を交付決定期間終了時にNEDOに提出します。

7. 成果報告

実証研究の交付期間中あるいは交付期間終了後に、NEDOが開催する委員会や報告会、関係機関を集めたワークショップにおける報告等を依頼することがあります。

8. 事後評価及び追跡調査

NEDOは、「エネルギーの消費効率化等に資する我が国技術の国際実証事業」の基本計画及び実施方針で規定する実証研究の実施期間の終了後に、事後評価及び事業化の状況等の調査（年1回、10年間の追跡調査）を実施していますので、助成事業者は関連する資料の作成や委員会への出席、調査への回答などにつきNEDOに協力していただきます。なお、交付決定期間外に発生する費用は、助成対象費用とはなりません。

以上

日本側と相手国側の役割分担について

助成事業者は、日本側と相手国側が共同で進める下記のような各実証業務について、実証研究後に実施するビジネスの形態に則して、それぞれの業務分担を取り決めること。

- i. 詳細調査・設計
- ii. 輸送・製作・据付
- iii. 土工工事
- iv. 試運転
- v. 実証運転・普及啓発
- vi. その他

単なる輸送や土木工事など、実証研究要素が少ない部分は助成の対象とならない場合がある。また、相手国所掌部分も含め、事業期間中の不測の事故及び機器・設備の故障等のリスクへの対策を、相手国側実施者と協力して実施すること。但し、実証機器・設備への付保費用は助成の対象とはならないことに留意。

事業化評価／フォローアップ審査において重視するポイント（審査基準）
（予定）

事業化評価において、外部有識者で構成される委員会と、NEDO内の契約・助成審査委員会の二段階で審査を行います。外部有識者による審査の基準は以下を予定していますが、今後変更の可能性があります。事業化評価前に改めて審査基準を提示します。

事業化評価において重視するポイント（審査基準）（予定）

項目		重視するポイント
要件審査	実証技術の主目的	・顕著なエネルギー消費削減効果・石油代替効果が期待できるものであり、コアとなる技術が我が国のものであるもの。
	明確な課題	・実用化に向けた技術的課題が明確であること。または、実証研究を行う地域特有の運用上の課題が明確かつ挑戦的であること。 (既に実用化が進展しており、課題が明確でないものは対象外。)
	実証研究後の目標	・実証研究後、国内外市場での普及が期待できる技術であること。または、制度的に先行している海外のエネルギー市場での実証研究を通じて、日本への成果還元が期待できること。
	実証前調査の採択条件	・実証前調査の採択条件を踏まえて検討された提案内容になっていること。
	公的資金の意義	・当該実証研究は、民間企業のみで取り組むにはリスクが高いこと、かつ社会的意義（実証研究を実施し、またその後普及することで、対象国・地域や日本におけるエネルギー問題、二酸化炭素排出、インフラ整備、雇用、人材育成等、各種課題の解決への貢献又は波及）があることにより公的資金を投入する意義があること。
	提案者の財務状況	・実証研究の遂行及び実証研究後の普及活動を行うことができる財務状況にあるか、又は資金調達力を有していること。
実証研究の内容	国・地域の妥当性	・対象とした国・地域において、対象技術に対するニーズが強く存在し、実証研究後に大幅な普及が見込まれるか。または、日本にはない市場環境が存在するなど、その国で実証研究を行う妥当性が十分あるか。 ・日本で普及していない技術である場合には、対象国・地域で普及すると考える理由が明確に示され、その国・地域で実証研究を行う妥当性が十分あるか。
	手法の適切性	・当該実証研究は、民間企業のみで取り組むにはリスクが高いこと、かつ社会的意義（実証研究を実施し、またその後普及することで、対象国・地域や日本におけるエネルギー問題、二酸化炭素排出、インフラ整備、雇用、人材育成等、各種課題の解決への貢献又は波及）が大きいことにより公的資金を投入する意義が大きいこと。
	公的資金の意義	・当該事業は、民間企業のみで取り組むにはリスクが高いこと、かつ社会的意義（実証研究を実施し、またその後普及することで、対象国・地域や日本におけるエネルギー問題、二酸化炭素排出、インフラ整備、雇用、人材育成等、各種課題の解決への貢献又は波及）が大きいことにより公的資金を投入する意義が大きいこと。
	対象技術の妥当性	・技術のスペックや効果、開発・販売状況等について具体的な説明ができていないか。 ・提案技術は、導入を検討している国・地域のニーズや現状を踏まえたものであり、また競合技術・代替技術に対して市場競争力を持つ可能性が高いものか。 ・対象技術は、対象国・地域において、新規性があるか。 ・技術実証要素が明確かつ妥当か。
	実証研究の全体計画の妥当性 ※フォローアップも含む。	・想定している相手国企業及び実証サイトは適切か。また、実証研究の実施にあたり、相手国企業から実証研究への参加意思を証明する文書等が提示されているか。 ・スケジュール及び予算額は妥当であり、具体的かつ実現可能な計画となっているか。 ・当該実証研究の実施にあたり、実証研究に必要な最低限の構成要素（設備等）となっているか。 ・日本及び対象国・地域において、当該実証研究の実施に必要な体制（技術者、設備等含む）が確立されているか。 ・日本及び対象国・地域との間で、適切な役割分担及び費用分担が確保される見通しが立っているか。
	実証研究の成果目標の具体性及び妥当性	・当該実証研究の実施によって達成を目指す技術的目標が、定量的に設定され、その根拠は明確か。 ・その他の成果目標がある場合は、具体的に記載できているか。 ・設定された目標は、国内外の技術動向及び市場動向、対象国・地域における社会的・経済的ニーズ等を踏まえ妥当なものになっているか。
	実証研究を実施する上で必要な手続きの網羅性	・当該実証研究を実施するうえで確認や取得が必要となってくる許認可、標準・規格、輸送・通関、税などの各種手続きについて、具体的な記載があるか。
	実証研究実施中のリスク管理の妥当性	・当該実証研究の実施に悪影響を与え得る不確実要素（リスク）を抽出し、具体的な対応策が検討されているか。

適用技術の普及可能性	事業戦略	事業体制	・供給者から需要者までのバリューチェーンを踏まえた事業モデルを構築しているか。 ・いつまでに何をするのか（例：営業体制、人員増強、新製品導入計画など）という実行計画が明確になっているか。 ・関係機関（国・州政府など）との合意、認証取得などが必要となる場合、その取得の実行計画が明確になっているか。
		市場分析	・目指す市場が明確に定義されているか。（顧客の特性を分解・整理した上で狙う領域を決め、自社の立ち位置を明確にしているか。） ・外部環境要因（政治、経済、社会、技術）も考慮した市場分析（規模、成長性、価格推移など）が十分になされた上で、狙う市場は将来的な成長が見込まれるか。
		競合分析	・対象国・地域における競合企業・競合技術等を十分かつ妥当な分析の上、自社の強みを特定できているか。 ・競合分析結果を踏まえて、自社の戦略（ターゲット、マーケティング手法、標準化など）の検討がなされているか。
		成果普及時のリスク管理	・当該実証終了後の事業の収益・採算に影響を及ぼすことが想定されるリスクを抽出しているか。 ・主要リスクに対し具体的な対策が検討されているか。
		資金調達	・総投資額が明確にされ、調達先の目途が立っているか。 ・行政などから補助金等が不可欠な場合は、その受領見込みが立っているか。
	事業収益性	供給者（収益性）	・想定事業年度において明確な事業収益性（売上額、営業利益額）が確保されているか。 ・投資が必要な場合は、十分な回収見込みがあるか。投資が不要な場合は、十分な営業利益率が確保できる見込みか。
		供給者（営業利益）	・実証研究におけるNEDO負担額以上の利益が、供給者が想定する普及事業期間内で創出されているか。
		需要者（収益性）	・需要者にとって十分な事業採算性（＝投資回収）が見込めるか。

フォローアップ審査の審査基準は以下を予定していますが、今後変更の可能性あります。変更の場合は、フォローアップ審査前に改めて審査基準を提示します。

フォローアップ審査において重視するポイント（審査基準）（予定）

項目		重視するポイント
要件審査	フォローアップの目的	・フォローアップの目的に合致しているか。
	明確な課題、実証技術の主目的、資産の継続的な活用、実証研究後の目標	・4項目[※]につき、事業化評価（実証研究への移行が決まった）時点から変更がないか。 ※ ①明確な課題（実用化に向けた技術的課題が明確であること。または、実証を行う地域特有の運用上の課題が明確かつ挑戦的であること。） ②実証技術の主目的（顕著なエネルギー消費削減効果・石油代替効果が期待できるもの。） ③資産の継続的な活用（実証終了後に実証資産の継続的な活用が見込まれること。） ④実証研究後の目標（実証研究後、海外市場での普及が期待できる技術であること。または、制度的に先行している海外のエネルギー市場での実証を通じて、日本への成果還元が期待できること。）
	提案者の財務状況	・フォローアップの遂行及び実証後の事業者独自の（本フォローアップではない）普及活動を行うことができる財務状況にあるか、又は資金調達力を有しているか。
	実証研究の成果目標の達成	・実証研究で設定した技術的目標（その他の目標があればそれも）が達成されたか。
	国・地域の妥当性	・対象とした国・地域において、対象技術に対するニーズが強く存在し、フォローアップ後に大幅な普及が見込まれるか。または、日本にはない市場環境が存在するなど、その国でフォローアップを行う妥当性が十分あるか。 ・日本で普及していない技術である場合には、対象国・地域で普及すると考える理由が明確に示され、その国・地域でフォローアップを行う妥当性が十分あるか。
	国・地域の妥当性	・対象とした国・地域において、対象技術に対するニーズが強く存在し、フォローアップ後に大幅な普及が見込まれるか。または、日本にはない市場環境が存在するなど、その国でフォローアップを行う妥当性が十分あるか。 ・日本で普及していない技術である場合には、対象国・地域で普及すると考える理由が明確に示され、その国・地域でフォローアップを行う妥当性が十分あるか。
内容	フォローアップの目的	・NEDOが資金を投じることで得られる効果。
	フォローアップの全体計画の妥当性	・想定している実施場所は適切か。 ・スケジュール及び予算額は妥当であり、具体的かつ実現可能な計画となっているか。 ・当該事業の実施にあたり、効率的な実施内容となっているか。 ・日本及び対象国・地域において、当該事業の実施に必要な体制（技術者、設備等含む）が記載されているか。

	フォローアップの成果目標の具体性及び妥当性	・フォローアップの実施によって達成を目指す目標が適切に設定され、その根拠は明確か。 ・その他の成果目標がある場合は、具体的に記載できているか。
	フォローアップを実施する上で必要な手続の網羅性	・フォローアップを実施するうえで必要な各種手続について、確認できているか。
	フォローアップ実施中のリスク管理の妥当性	・実証研究の終了時点までのリスクマネジメント管理シートが適切に更新され、かつ、起こりやすさと影響の大きさについての記載がNEDOとして許容できる範囲となっているか。
	市場	・ターゲットとする市場は、明確に定義されているか。 ・ターゲットとする市場は、一定の規模があるか。 ・ターゲットとする市場は、将来的な成長が見込めるか。
事業の普及可能性	競争力	・ターゲットとする市場において、実証機器・システムには品質・性能（技術）面の競争力があるか。 ・ターゲットとする市場において、実証機器・システムには価格競争力があるか。 ・ターゲットとする市場において、実証機器・システムは、競合する技術、機器・システム、企業との競争に競い勝てるか。
	ビジネスモデル・事業体制	・ターゲットとする顧客層や顧客は、特定されているか。実証機器・システムの営業戦略は、明確か。販路ほか販売方法は、明確か。 ・ビジネスモデル・事業体制は、サプライチェーンにおけるステークホルダー（現地パートナーを含む）とともに、計画・構築されているか。
	事業計画・リスクマネジメント	・実証機器・システムのターゲット市場における事業計画は、全社の経営戦略と整合的に位置づけられているか。 ・ターゲットとする市場のビジネス環境（政治・政策・制度・経済・金融・社会・インフラ・環境・エネルギー・技術）で、顕在化の蓋然性を含め、事業の収益・採算に影響を及ぼすリスクを特定しているか。主要リスクへの対応策を検討しているか。
	収支計画	・想定事業年10年間とした場合、期間中、売上と営業利益を見込むことができるか。営業利益見込みはNEDO助成金額を上回っているか。 ・収支計画において、売上と営業利益の前提条件・根拠は、妥当か。
	波及効果	・普及することで、対象国・地域や日本におけるエネルギー問題、二酸化炭素排出、インフラ整備、雇用、人材育成等、各種課題の解決への貢献又は波及効果が期待できるか。